

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」

(平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知) 一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後		改正前																																									
第2 飼料の製造等に関する規制 1 (略) 2 基準及び規格 (1)・(2) (略) (3) 成分規格等省令の留意事項 ア 別表第1 (飼料関係) (ア)～(エ) (略) (オ) 動物由来たん白質について (成分規格等省令別表第1の2の(1)) 動物由来たん白質については、牛海綿状脳症 (以下「BSE」という。) 発生防止の観点から、以下のような成分規格等が定められている。		第2 飼料の製造等に関する規制 1 (略) 2 基準及び規格 (1)・(2) (略) (3) 成分規格等省令の留意事項 ア 別表第1 (飼料関係) (ア)～(エ) (略) (オ) 動物由来たん白質について (成分規格等省令別表第1の2の(1)) 動物由来たん白質については、牛海綿状脳症 (以下「BSE」という。) 発生防止の観点から、以下のような成分規格等が定められている。																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">由来動物</th> <th rowspan="2">動物由来たん白質の種類</th> <th colspan="3">対象家畜等</th> </tr> <tr> <th>牛,めん羊,山羊及びしか</th> <th>豚,鶏及びうずら</th> <th>養殖水産動物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ほ乳動物</td> <td>乳及び乳製品</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来す</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	由来動物	動物由来たん白質の種類	対象家畜等			牛,めん羊,山羊及びしか	豚,鶏及びうずら	養殖水産動物	ほ乳動物	乳及び乳製品	○	○	○	非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン	○	○	○	豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来す	×	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">由来動物</th> <th rowspan="2">動物由来たん白質の種類</th> <th colspan="3">対象家畜等</th> </tr> <tr> <th>牛,めん羊,山羊及びしか</th> <th>豚,鶏及びうずら</th> <th>養殖水産動物等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ほ乳動物</td> <td>乳及び乳製品並びに非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来す</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	由来動物	動物由来たん白質の種類	対象家畜等			牛,めん羊,山羊及びしか	豚,鶏及びうずら	養殖水産動物等	ほ乳動物	乳及び乳製品並びに非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン	○	○	○	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来す	×	○	○
由来動物			動物由来たん白質の種類	対象家畜等																																							
	牛,めん羊,山羊及びしか	豚,鶏及びうずら		養殖水産動物																																							
ほ乳動物	乳及び乳製品	○	○	○																																							
	非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン	○	○	○																																							
	豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来す	×	○	○																																							
由来動物	動物由来たん白質の種類	対象家畜等																																									
		牛,めん羊,山羊及びしか	豚,鶏及びうずら	養殖水産動物等																																							
ほ乳動物	乳及び乳製品並びに非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン	○	○	○																																							
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																							
	豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来す	×	○	○																																							

	る血粉及び血しょうたん白			
	豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
家 き ん	卵及び卵製品	○	○	○
	<u>ゼラチン及びコラーゲン</u>	○	○	○
	チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
魚 介 類	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	魚介類由来たん白質（魚粉等）	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
	豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する <u>血粉及び血しょうたん白</u>	×	×	○
	牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	×	○

○…含んでよい（乳及び乳製品、卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については、当該動物由来たん白質に係る動物由来たん白

	る血粉及び血しょうたん白			
	豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
家 き ん	卵及び卵製品 <u>並びにゼラチン及びコラーゲン</u>	○	○	○
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
	魚 介 類	ゼラチン及びコラーゲン	○	○
魚介類由来たん白質（魚粉等）		×	○	○
飼料として使用される食品に含まれるもの		×	○	○
	豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉又は血しょうたん白	×	×	○
	牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	×	○

○…含んでよい（乳及び乳製品、卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については、農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）。

質の種類の欄に掲げる動物由来たん白質以外のものと完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。)

×…含んではならない。

(カ)～(ク) (略)

イ (略)

(4) (略)

3～7 (略)

第3～第5 (略)

×…含んではならない。

(カ)～(ク) (略)

イ (略)

(4) (略)

3～7 (略)

第3～第5 (略)